

日薬連発第 120 号  
2026 年 2 月 25 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

**アイザメ科のワシントン条約（CITES）附属書Ⅱ掲載に関する説明会について**

標記について、令和 8 年 2 月 25 日付けにて厚生労働医政局医薬産業振興・医療情報企画課企業係より通知がありました。

説明会では質疑応答の時間を設ける予定とのことですが、事前に確認・質問されたいこと等ありましたら、以下にお問い合わせください。

▶説明会全体について：開催案内に記載の水産庁担当者にお問い合わせください

▶輸出入の手続きについて：開催案内に記載の経済産業省担当者にお問い合わせください

▶その他：厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課企業係（※）にお問い合わせください。※電話番号：03-5253-1111（内線2531）

つきましては、本件につき貴会会員に周知いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

2026年2月25日

関係各社 御中

水産庁  
経済産業省  
農林水産省  
厚生労働省

## アイザメ科のワシントン条約（CITES）附属書Ⅱ掲載に関する説明会について

日頃より、ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約：CITES）に基づく野生動植物の保全に関する施策の推進にあたり、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

2025年11月24日-12月5日に開催されたワシントン条約（CITES）第20回締約国会議（CoP20）において、アイザメ科（Centrophoridae spp.）のサメ類全種の附属書Ⅱへの掲載が決定しました。本掲載は2027年6月5日に発効する予定です。

我が国においては、アイザメ科のサメ類は、身肉の利用に加えて、肝油から精製されるスクアレンが化粧品、サプリメント、添加剤として医薬品等に利用されています。

附属書Ⅱへの掲載により、今後のアイザメ科のサメ類の国際取引にあたっては、各国のCITES管理当局が発給する輸出許可書が必要となります。また、再輸出の場合は再輸出証明書が必要となります。これらの許可書等の発給にあたっては、当該国際取引が種の存続を脅かすものではない旨の各国のCITES科学当局による証明（Non-Detriment Findings）が必要になるなどの条約上の制約があります。

このため、関係者の皆様に向けて、今後のアイザメ科の国際取引について下記のとおりオンライン説明会を開催します。

参加をご希望される場合は、参加登録フォーム（[リンク](#)）から、**2026年3月13日（金）まで**にご登録いただけますと幸いです。

### 記

#### 1. 開催日

2026年3月23日（月）10:00 - 12:00

#### 2. 開催方法 オンライン方式

（Microsoft Teamsを予定。登録いただいたメールアドレスにリンクをお送りします。）

#### 3. 内容

- 1) ワシントン条約（CITES）におけるアイザメ科の附属書Ⅱ掲載について  
（担当：水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室）
- 2) 今後のアイザメ科の輸入・輸出・再輸出に関する手続きについて  
（担当：経済産業省貿易管理部野生動植物貿易審査室）
- 3) その他

以上

担当：水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室  
環境企画班 森田、安本  
連絡先：03-3502-8487  
[cites\\_faj@maff.go.jp](mailto:cites_faj@maff.go.jp)  
経済産業省貿易管理部野生動植物貿易審査室  
森田、小山  
連絡先：03-3501-1723